

I. 振動に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

令和元年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は 3,179 件であった。これは、前年度 (3,399 件) と比べて 220 件 (6.5%) の減少となった (図 1)。

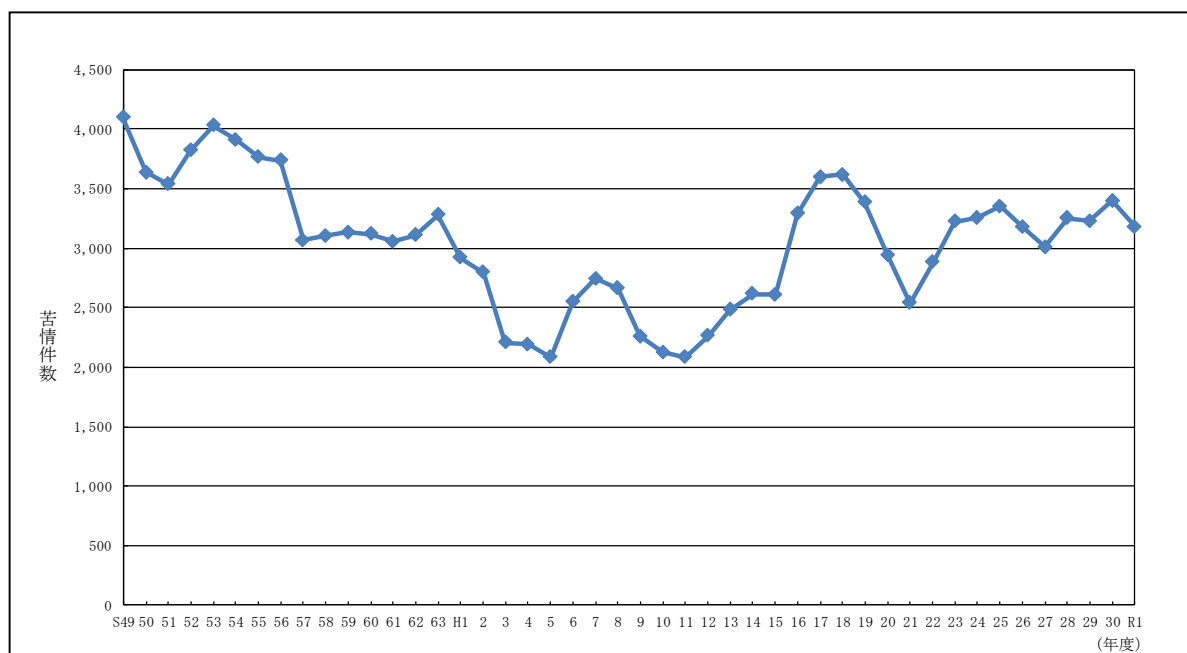


図1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和元年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が 2,266 件 (全体の 71.3%) で最も多く、次いで工場・事業場 481 件 (同 15.1%)、道路交通 227 件 (同 7.1%)、鉄道 29 件 (同 0.9%) の順となっている (図 2、図 3)。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が 115 件 (4.8%)、工場・事業場に係る苦情が 75 件 (13.5%)、道路交通に係る苦情が 6 件 (2.6%) それぞれ減少し、鉄道に係る苦情が 6 件 (26.1%) 増加した。

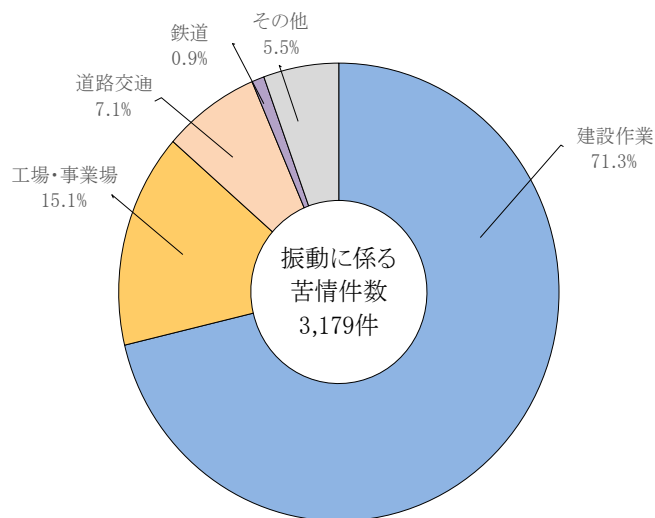


図2 苦情件数の発生源別内訳 (令和元年度)

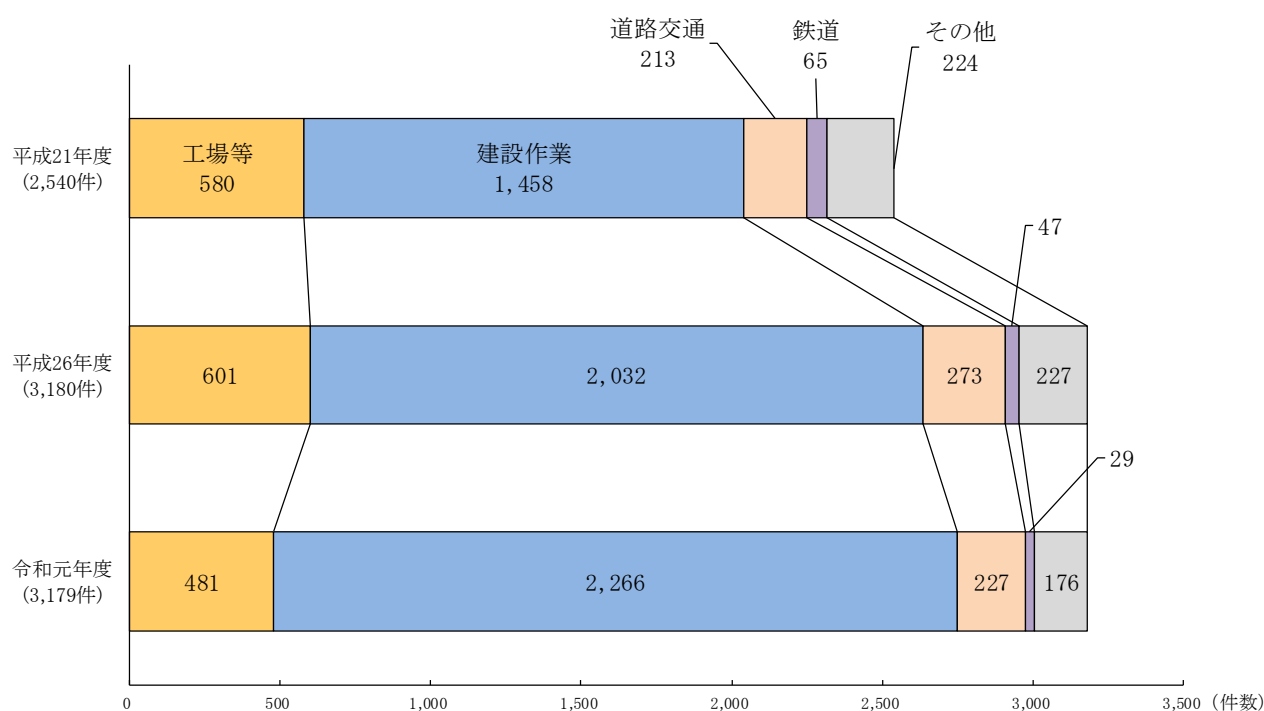


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和元年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の825件が最も多く、次いで大阪府が478件、神奈川県が274件、愛知県が269件、千葉県が228件となっている。上位5都府県で総苦情件数の65.2%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表1、表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
都道府県	件数	都道府県	件数
東京都	825	東京都	60
大阪府	478	大阪府	54
神奈川県	274	岡山県	36
愛知県	269	千葉県	36
千葉県	228	愛知県	36
全国	3,179	全国平均	25

注) 人口は令和2年1月1日の総務省統計局推計人口による。

表2 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成30年度	令和元年度	増減	増減率	都道府県	平成30年度	令和元年度	増減	増減率
北海道	102	45	△ 57	△ 55.9%	滋賀県	25	22	△ 3	△ 12.0%
青森県	17	9	△ 8	△ 47.1%	京都府	81	88	7	8.6%
岩手県	11	5	△ 6	△ 54.5%	大阪府	480	478	△ 2	△ 0.4%
宮城県	23	24	1	4.3%	兵庫県	90	116	26	28.9%
秋田県	6	5	△ 1	△ 16.7%	奈良県	8	13	5	62.5%
山形県	5	6	1	20.0%	和歌山県	6	21	15	250.0%
福島県	21	8	△ 13	△ 61.9%	鳥取県	12	18	6	50.0%
茨城県	36	34	△ 2	△ 5.6%	島根県	2	3	1	50.0%
栃木県	10	20	10	100.0%	岡山県	41	69	28	68.3%
群馬県	39	30	△ 9	△ 23.1%	広島県	38	40	2	5.3%
埼玉県	261	149	△ 112	△ 42.9%	山口県	12	11	△ 1	△ 8.3%
千葉県	210	228	18	8.6%	徳島県	7	4	△ 3	△ 42.9%
東京都	863	825	△ 38	△ 4.4%	香川県	13	3	△ 10	△ 76.9%
神奈川県	349	274	△ 75	△ 21.5%	愛媛県	13	5	△ 8	△ 61.5%
新潟県	48	29	△ 19	△ 39.6%	高知県	1	5	4	400.0%
富山県	3	6	3	100.0%	福岡県	65	76	11	16.9%
石川県	10	15	5	50.0%	佐賀県	6	10	4	66.7%
福井県	19	7	△ 12	△ 63.2%	長崎県	9	10	1	11.1%
山梨県	11	5	△ 6	△ 54.5%	熊本県	35	24	△ 11	△ 31.4%
長野県	10	16	6	60.0%	大分県	12	8	△ 4	△ 33.3%
岐阜県	33	38	5	15.2%	宮崎県	18	11	△ 7	△ 38.9%
静岡県	51	45	△ 6	△ 11.8%	鹿児島県	20	17	△ 3	△ 15.0%
愛知県	227	269	42	18.5%	沖縄県	12	9	△ 3	△ 25.0%
三重県	28	26	△ 2	△ 7.1%	合計	3,399	3,179	△ 220	△ 6.5%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和元年度の工場・事業場に対する苦情総数は481件であり、そのうち振動規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは87件(全体の18.1%)であった。また、建設作業に対する苦情総数2,266件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は606件(全体の26.7%)であった(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数(工場・事業場、建設作業)

発生源の種類 年 度	工場・事業場					建設作業					
	特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計	
	指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		
平成30年度	件数	123	11	358	64	556	691	19	1,598	73	2,381
	%	22.1%	2.0%	64.4%	11.5%	100.0%	29.0%	0.8%	67.1%	3.1%	100.0%
令和元年度	件数	87	3	354	37	481	606	15	1,583	62	2,266
	%	18.1%	0.6%	73.6%	7.7%	100.0%	26.7%	0.7%	69.9%	2.7%	100.0%

II. 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和元年度末時点で1,235市区町村（前年度1,234）であり、全国の市区町村数の70.9%であった（表4）。

表4 振動規制法地域指定の状況（令和元年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
振動規制法地域指定	756	23	417	39	1,235
割合（%）	95.5%	100.0%	56.1%	21.3%	70.9%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

令和元年度末時点の振動規制法に基づき届出されている特定工場等の総数は、130,146件で前年度（132,210件）に比べ2,064件減少した（表5の①）。

また、特定施設の総数は864,737件で前年度（862,094件）に比べ2,643件増加した（表5の②）。

特定工場等総数の内訳をみると、主な特定施設として圧縮機を届け出ているものが37.1%と最も多く、次いで、金属加工機械が29.3%、織機が13.6%の順となっていた（表5の①）。

特定施設総数の内訳をみると、金属加工機械が30.8%、織機が27.8%、圧縮機が25.7%の順となっていた（表5の②）。

表5 法に基づく届出件数（令和元年度末現在）

①特定工場等総数			②特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	38,159	29.3%	金属加工機械	265,934	30.8%
圧縮機	48,326	37.1%	圧縮機	222,296	25.7%
土石用破碎機等	4,428	3.4%	土石用破碎機等	20,907	2.4%
織機	17,645	13.6%	織機	240,323	27.8%
コンクリートブロックマシン等	791	0.6%	コンクリートブロックマシン等	2,193	0.3%
木材加工機械	2,336	1.8%	木材加工機械	4,639	0.5%
印刷機械	9,534	7.3%	印刷機械	35,846	4.1%
ロール機	639	0.5%	ロール機	3,632	0.4%
合成樹脂用射出成形機	7,122	5.5%	合成樹脂用射出成形機	62,974	7.3%
鋳造型機	1,166	0.9%	鋳造型機	5,993	0.7%
計	130,146	100.0%	計	864,737	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

令和元年度の振動規制法に基づく特定建設作業実施届出件数は 47,068 件で前年度(47,543 件) に比べ 475 件 (1.0%) 減少した。

その内訳をみると、ブレーカーを使用する作業が 41,904 件 (全体の 89.0%) と最も多く、次いでくい打機等を使用する作業が 4,454 件 (同 9.5%) であった (表 6)。

表6 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	4,454	9.5%
鋼球を使用して破壊する作業	50	0.1%
舗装版破碎機を使用する作業	660	1.4%
ブレーカーを使用する作業	41,904	89.0%
計	47,068	100.0%

Ⅲ. 振動規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

令和元年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は 87 件 (前年度 123 件) であった。

これに対して、振動規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が 67 件 (同 70 件)、報告の徴収が 12 件 (同 29 件)、振動の測定が 24 件 (同 21 件) であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは 3 件 (同 2 件)、改善勧告及び改善命令が 0 件 (同 0 件) であった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が 63 件 (同 85 件) 行われた (表 7)。

表7 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

	平成 30 年度	令和元年度
立入検査	70	67
報告の徴収	29	12
振動の測定	21	24
(うち基準超過)	2	3
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	85	63
(参考) 苦情件数	123	87

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

令和元年度の振動規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情の件数は、606 件 (前年度 691 件) であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、立入検査 474 件 (同 510 件)、報告の徴収 61 件 (同 72 件)、振動の測定 66 件 (同 53 件) であった。

測定の結果、基準を超えていたものは 10 件 (同 5 件) であり、改善勧告及び改善命令が 0 件 (同 0 件) であった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が 504 件 (同 546 件) 行われた (表 8)。

表 8 指定地域内の特定建設作業振動に係る措置等の状況

	平成 30 年度	令和元年度
立入検査	510	474
報告の徴収	72	61
振動の測定	53	66
（うち基準超過）	5	10
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	546	504
（参考）苦情件数	691	606

(3) 道路交通振動に対する措置の状況

令和元年度の振動規制法の指定地域内における道路交通振動の苦情の件数は 207 件（前年度 201 件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、振動の測定が 79 件（同 48 件）であり、測定の結果、要請限度を超えていたものが 2 件（同 0 件）であった。また、都道府県公安委員会に対する要請及び道路管理者に対する要請が 0 件（同 0 件）であった。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が 2 件（同 1 件）、道路管理者に対する措置依頼が 76 件（同 78 件）であった（表 9）。

表 9 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

	平成 30 年度	令和元年度
振動の測定	48	79
（うち要請限度超）	0	2
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への要請	0	0
要請以外の公安委員会への措置依頼	1	2
要請以外の道路管理者への措置依頼	78	76
（参考）苦情件数	201	207